



2019年9月26日

各 位

会 社 名 三機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 長谷川 勉
(コード番号 1961 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員経理本部長 川辺 善生
(TEL. 03-6367-7041)

協力会社への支払条件変更について ～ステークホルダーへの還元策を実施～

当社は、当社グループと取引のある資本金 4,000 万円未満の協力会社に対する支払条件を全て現金払いに変更いたします。

【背景】

当社グループは、創立 100 周年となる 2025 年に「選ばれる」会社を目指して 10 年間の長期ビジョン“Century2025”を掲げており、Phase1 (2016～2018 年度) の業績は好調に推移しました。今回の支払条件の変更は、Phase2 (2019～2021 年度) の財務・資本政策「ステークホルダーへの還元」の一環であり、自己資金の有効活用となるものです。

【ねらい】

今回の施策により、協力会社にとっては、資金繰りの改善等の効果が期待できます。当社グループにとって重要なステークホルダーである協力会社の経営安定化をサポートし、一体となって持続的な成長を目指すものです。

また、2017 年 3 月に発表された国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」改定の趣旨に則り、建設業界の活性化に貢献してまいります。

2018 年 11 月にオープンした総合研究・研修施設「三機テクノセンター」では、技術・技能や安全・衛生の研修を協力会社の従業員にも展開しています。協力会社とともに技術と人の「質」を高めていくことで、ステークホルダーからの「信頼」を高め、より「選ばれる」会社を目指します。

記

1. 変更内容 現 行 現金および電子記録債権・約束手形等による支払
変更後 全て現金払い
2. 対 象 資本金 4,000 万円未満の協力会社
3. 時 期 2020 年 3 月支払分より適用予定
4. 今後の見通し この決定に伴う連結財務諸表に与える影響は軽微です。

以 上